

鹿足	那賀	邑智	簸川第三	簸川第二	簸川第一	飯石	大原	仁多	能義	八束第三	八束第二	八束第一	選挙区
片山重政	藤原義光	糸賀邦夫	吉原弘次	吉原弘次	吉原亮	飯塚亮	飯塚亮	高野良美	高野良美	高野良美	高野良美	高野良美	選挙長氏名
号益田市幸町七番三〇	三八	浜田市殿町七九番地	本三三一一番地一	松江市浜乃木六丁目	松江市浜乃木六丁目	松江市西川津町七〇	松江市西川津町七〇	八番地一一	八番地一一	安来市西松井町二三	安来市西松井町二三	安来市西松井町二三	安来市西松井町二三
百合澤博文	鎌田幸夫	山本啓行	久家儀夫	久家儀夫	久家儀夫	竹内保徳	竹内保徳	竹内保徳	黒川裕伸	黒川裕伸	黒川裕伸	黒川裕伸	職務代理人名
七号	益田市東町一二〇番三	浜田市殿町七一一番地七	下一三二七番地七	平田市灘分町一八六	平田市灘分町一八六	平田市灘分町一八六	平田市灘分町一八六	簸川郡斐川町大字併川一一八二番地一	簸川郡斐川町大字併川一一八二番地一	吉三五四番地一一	吉三五四番地一一	吉三五四番地一一	八束郡八雲村大字日吉三五四番地一一

島根県選挙管理委員会告示第三十九号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長の勤務する場所は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

平田	江津	安来	大田・邇摩	益田・美濃	出雲	浜田	松江	隱岐
土井瑞雄	井上淳太郎	渡部英一	宮脇幸好	片山重政	来海弘明	大谷坦	堀内伊助	村田三郎
番地一	平田市西郷町四三三	江津市渡津町五〇二	安来市安来町一〇七	大田市静間町一三三	出雲市大津朝倉一丁	浜田市長沢町六八八	松江市上乃木九丁目	北町四九番地
田中康義	木原誠	永田義光	大野繁樹	百合澤博文	目一四番地五五	番地一〇	二五番二一号	浜田市長沢町一六五
番地一	平田市園町一四四二	江津市都野津町一三三	安来市赤江町五四八	大田市鳥井町鳥井六	出雲市常松町三〇〇	八番地三	番地六	北町二五三番地

八束第一選挙区島根県議会議員選 挙選挙長	松江市東津田町一七四一一番地一 松江総務事務所
八束第二選挙区島根県議会議員選 挙選挙長	松江市東津田町一七四一一番地一 松江総務事務所
能義選挙区島根県議会議員選挙選 挙長	松江市東津田町一七四一一番地一 松江総務事務所
仁多選挙区島根県議会議員選挙選 挙長	大原郡木次町大字里方五三一一番地一 本次総務事務所
大原選挙区島根県議会議員選挙選 挙長	大原郡木次町大字里方五三一一番地一 本次総務事務所
飯石選挙区島根県議会議員選挙選 挙長	大原郡木次町大字里方五三一一番地一 本次総務事務所
簸川第一選挙区島根県議会議員選 挙選挙長	大原郡木次町大字里方五三一一番地一 本次総務事務所
簸川第二選挙区島根県議会議員選 挙選挙長	出雲市大津町一一三九番地 出雲総務事務所
簸川第三選挙区島根県議会議員選 挙選挙長	出雲市大津町一一三九番地 出雲総務事務所
邑智選挙区島根県議会議員選挙選 挙長	邑智郡川本町大字川本二七九番地 浜田市片庭町一五四番地 川本総務事務所
那賀選挙区島根県議会議員選挙選 挙長	浜田市片庭町一五四番地 浜田総務事務所
鹿足選挙区島根県議会議員選挙選 挙長	益田市昭和町一三番一号 益田総務事務所
隠岐選挙区島根県議会議員選挙選 挙長	隠岐郡西郷町大字港町字塩口二四番地 隠岐支庁

島根県選挙管理委員会告示第四十号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙における投票用紙、点字用投票用紙、仮投票用封筒、不在者投票用封筒、郵便による不在者投票用封筒及び不在者投票証明書用封筒の様式を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

投票用紙

- 備考
- 一 印刷は、黒色刷とし、用紙は薄黄色合成紙とする。
 - 二 押すべき印は刷込式とする。
 - 三 寸法は縦約十二・八センチメートル、横約九・一センチメートルとする。

(裏)
折目

こう ほ し ゃ し めい 候補者氏名	

○ 注 意
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

(表)
折目

平成十五年四月十三日執行
島根県議会議員
一般選挙投票

島根県選挙管理委員会之印

点字用投票用紙

- 備考
- 一 印刷は、黒色刷とし、用紙は薄黄色上質紙一一〇キログラムとする。
ただし、点字投票である旨の表示は、赤色刷とする。
 - 二 押すべき印は刷込式とする。
 - 三 寸法は縦約十二・八センチメートル、横約九・一センチメートルとする。

(裏)
折目

こう ほ し ゃ し めい 候補者氏名	

○ 注 意
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

(表)
折目

平成十五年四月十三日執行
島根県議会議員
一般選挙投票

島根県選挙管理委員会之印

仮投票用封筒

裏	表
	仮投票
	島根県選挙管理委員会之印
	投票者 氏名
	投票所

- 備考
- 一 印刷は、黒色刷とし、用紙は薄黄色（中厚口）上質紙とする。
 - 二 押すべき印は刷込式とする。
 - 三 尺法は縦約十六センチメートル、横約六・五センチメートルとする。

不在者投票用封筒
外封筒

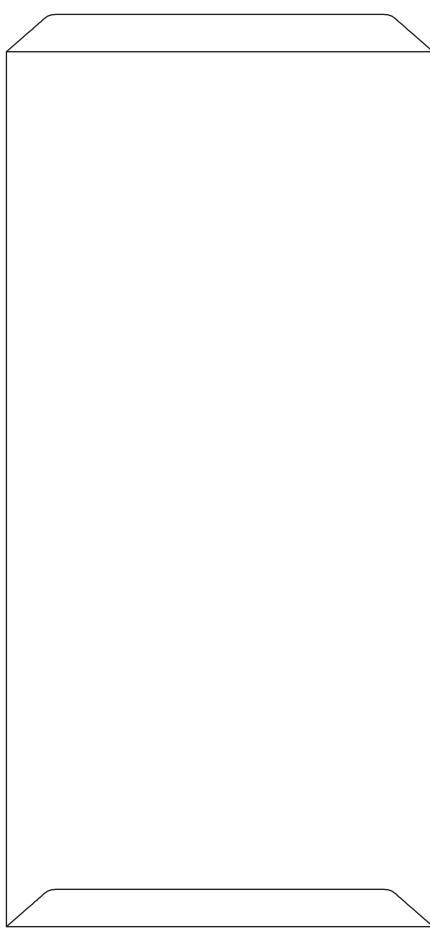
裏	表
<p>投票年月日 平成 年 月 日</p> <p>不在者投票管理者（職・氏名）</p> <p>都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）選挙管理委員会委員長 （何々船長）（何々病院長）（何々老人ホームの長）（何々国立保養所長）（何々身体障害者更生援護施設の長）（何々保護施設の長）（何々労災リハビリテーション作業所の長）（何々刑務所長、警察署長、少年院長、婦人補導院長）</p> <p>立会人 氏名</p>	<p>投票場所 何の場所</p> <p>注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。</p> <p>平成15年4月13日執行 島根県議会議員一般選挙 不在者投票 （外封筒）</p> <p>島根県選挙管理委員会之印</p> <p>投票者 氏名</p> <p>投票区名</p> <p>選挙人名簿登録番号</p> <p>男女別</p> <p>男女</p>

内封筒

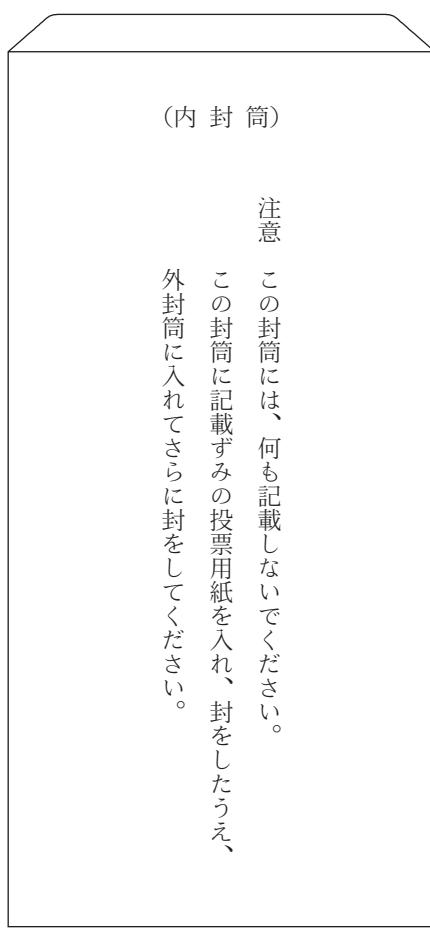
備考

- 一 印刷は、黒色刷とし、用紙は薄黄色（中厚口）上質紙とする。
- 二 外封筒に押すべき印は刷込式とする。
- 三 寸法は外封筒縦約十八センチメートル、横約八センチメートル、内封筒縦約十六センチメートル、横約六・五センチメートルとする。

裏



表

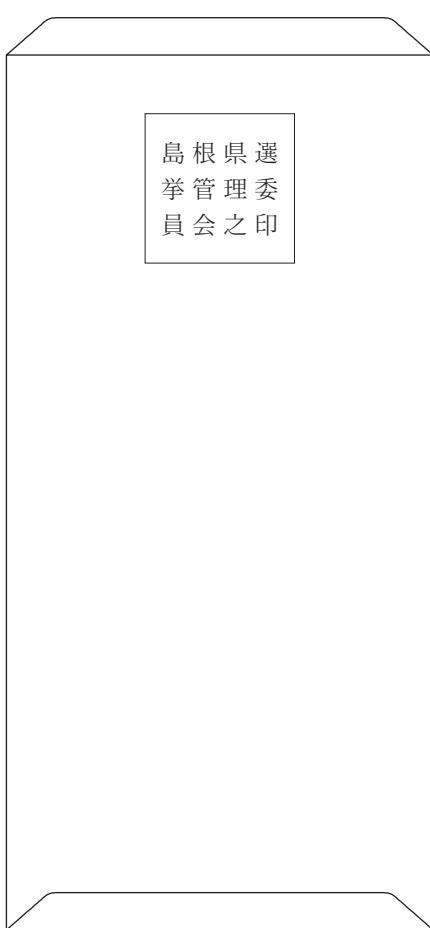


郵便による不在者投票用封筒

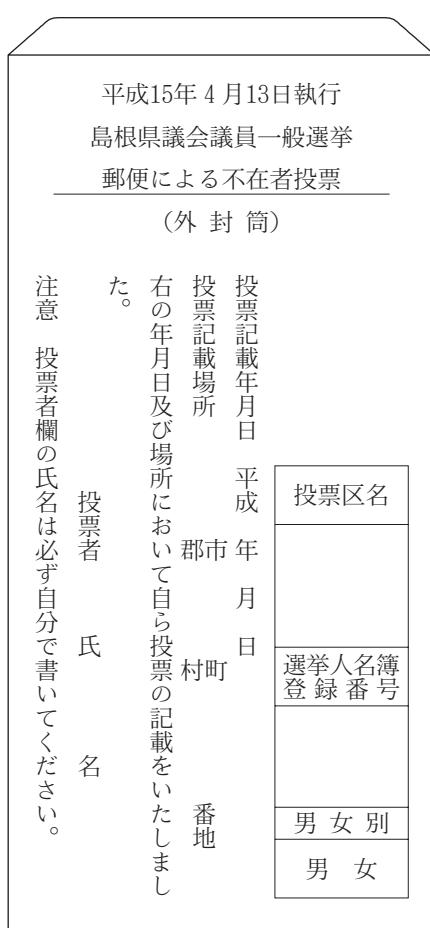
外封筒

島根県選
挙管理委
員会之印

裏



表

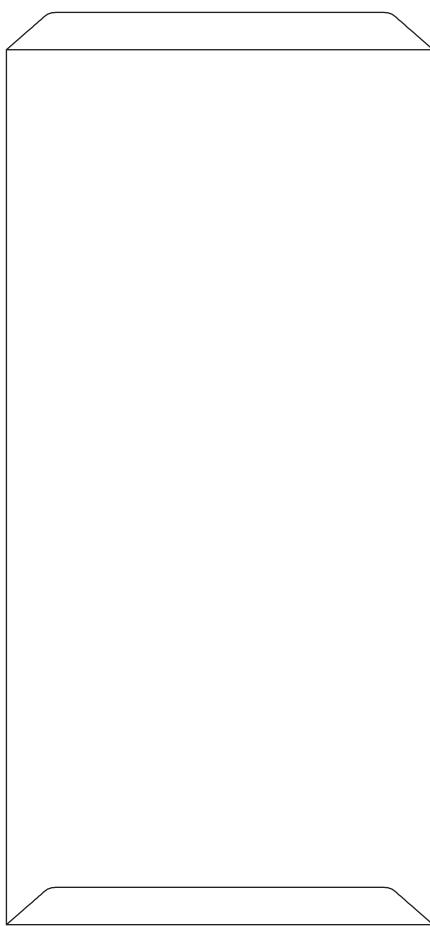


内封筒

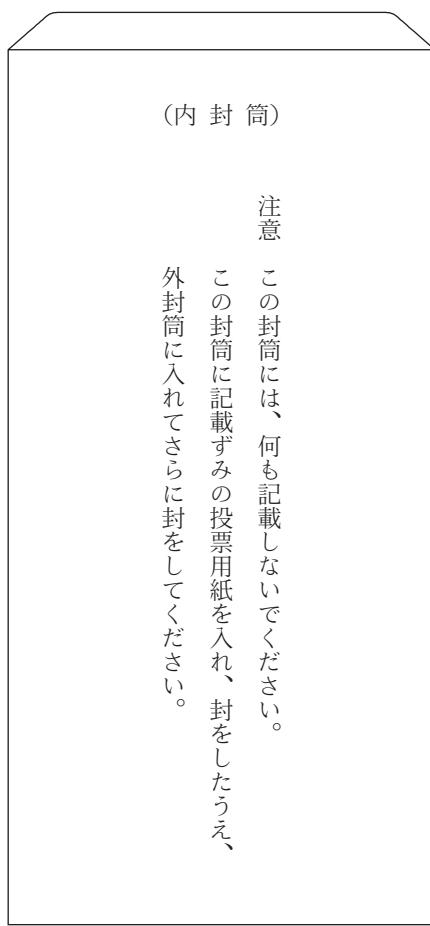
備考

- 一 印刷は、黒色刷とし、用紙は薄黄色（中厚口）上質紙とする。
- 二 外封筒に押すべき印は刷込式とする。
- 三 寸法は外封筒縦約十八センチメートル、横約八センチメートル、内封筒縦約十六センチメートル、横約六・五センチメートルとする。

裏



表



注意

この封筒には、何も記載しないでください。

この封筒に記載すべきの投票用紙を入れ、封をしたうえ、外封筒に入れてさらに封をしてください。

不在者投票証明書用封筒

備考

- 一 印刷は、黒色刷とし、用紙は半晒クラフト紙七十五・五キログラムとする。
- 二 寸法は縦約十八センチメートル、横約七センチメートルとする。

郡市

村町

選挙管理委員会委員長

氏

名

印

選挙人
氏

名

不在者投票証明書在中

注意 この封筒は、開かずそのまま不在者投票管理者に提出してください。

開封すると不在者投票はできません。

島根県選挙管理委員会告示第四十一号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序のくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

島根県選挙管理委員会委員長	津田和美
日 時	平成十五年四月四日 午後六時
場 所	松江市殿町一番地 島根県選挙管理委員会事務局

島根県選挙管理委員会告示第四十二号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙における選挙運動用自動車・船舶及び拡声機の表示板、乗車又は乗船する者及び選挙運動従事者の腕章並びに街頭演説用の標旗の配色を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

白地とし、文字は黒色とする。

島根県選挙管理委員会告示第四十三号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百九十四条の規定による選挙運動に関する支出の制限額は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

島根県選挙管理委員会告示第四十四号

平成十五年四月十三日行う島根県知事選挙及び島根県議会議員一般選挙において、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序は、次のとおりとする。

選挙区	八束第一
制限額	五、五六四、五〇〇円

八束第二	八束第三	八束第二	八束第三	八束第二	八束第三	八束第二	八束第三
五、二四八、三〇〇円	四、九五九、六〇〇円	四、八九五、八〇〇円	五、〇三六、五〇〇円	四、九七一、九〇〇円	四、九七一、九〇〇円	五、三五三、〇〇〇円	五、三五三、〇〇〇円
飯石	飯石	五、七〇四、二〇〇円	四、八八〇、八〇〇円	五、一五九、四〇〇円	四、八九一、七〇〇円	五、一三六、七〇〇円	五、一三六、七〇〇円
簸川第一	簸川第二	簸川第一	簸川第二	那賀	那賀	鹿足	鹿足
簸川第三	簸川第三	簸川第三	簸川第三	智	智	岐	岐
邑	邑	邑	邑	浜	浜	江	江
簸川第一	簸川第二	簸川第一	簸川第二	田	田	田	田
飯石	飯石	五、〇一一、五〇〇円	五、二八八、五〇〇円	五、四二四、五〇〇円	五、三一七、二〇〇円	五、一〇四、三〇〇円	五、一〇四、三〇〇円
簸川第一	簸川第二	簸川第一	簸川第二	益田・美濃	益田・美濃	大田・邇摩	大田・邇摩
飯石	飯石	五、二八八、五〇〇円	五、三五五、二〇〇円	五、三五五、二〇〇円	五、三五五、二〇〇円	五、三五七、七〇〇円	五、三五七、七〇〇円
簸川第一	簸川第二	簸川第一	簸川第二	安来	安来	江津	江津
飯石	飯石	五、二八八、五〇〇円	五、二八八、五〇〇円	四、九二〇、〇〇〇円	四、九二〇、〇〇〇円	四、八七九、七〇〇円	四、八七九、七〇〇円
簸川第一	簸川第二	簸川第一	簸川第二	平田	平田	江津	江津

- 一 島根県知事選挙の投票
二 島根県議会議員一般選挙の投票

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

島根県選挙管理委員会告示第四十五号

平成十五年四月十三日行う島根県知事選挙及び島根県議会議員一般選挙において、これらの選挙の開票を同時にを行う開票所以外の開票所における開票の順序は、次のとおりとする。

平成十五年四月四日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

- 一 島根県知事選挙の開票
二 島根県議会議員一般選挙の開票

島根県選挙管理委員会告示第四十六号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙において、県の議会の議員の選挙における届出等に関する規程（昭和四十二年島根県選挙管理委員会規程第三号）により島根県選挙管理委員会が指定する場所は、平成十五年四月四日前八時三十分から午後五時までの間に行う場所に限り、次のとおりとする。

平成十五年四月四日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

島根県選挙管理委員会告示第四十八号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙における政治活動用ポスター証紙の地模様及びその色を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

地模様 細紋
地模様の色 桃色

島根県選挙管理委員会告示第四十九号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙において、次に掲げる開票区の開票の事務は、選挙会の事務と併せて行わない。

平成十五年四月四日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

江津選挙区	江津市役所内	江津市選挙管理委員会事務局
安来選挙区	安来市役所内	安来市選挙管理委員会事務局
大田・邇摩選挙区	大田市役所内	大田市選挙管理委員会事務局
浜田選挙区	浜田市役所内	浜田市選挙管理委員会事務局
松江選挙区	松江市役所内	松江市選挙管理委員会事務局

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

平田選挙区	平田市役所内	平田市選挙管理委員会事務局
-------	--------	---------------

簸川郡斐川町の区域	開票区	選挙区
簸川第一選挙区		

毎週火・金曜日発行

簸川郡大社町の区域	簸川第三選挙区
松江市の区域	松江選挙区
浜田市の区域	浜田選挙区
出雲市の区域	出雲選挙区
安来市の区域	安来選挙区
江津市の区域	江津選挙区
平田市の区域	平田選挙区

島根県選挙管理委員会告示第五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成十五年四月四日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一、一七一

平田選挙区

安来選挙区

江津選挙区

益田・美濃選挙区

大田・邇摩選挙区

出雲選挙区

浜田選挙区

松江選挙区

隠岐選挙区

鹿足選挙区

那賀選挙区

邑智選挙区

簸川第二選挙区

簸川第三選挙区

飯石選挙区

大原選挙区

仁多選挙区

能義選挙区

八束第三選挙区

八束第一選挙区

五、四一五

四、二五六

三、九九九

四、五六四

五、八三五

七、二四六

三、九三九

四、四六四

七、九六五

五、〇五八

四、九六七

六、八〇九

三九、〇三四

一二、二四五

二三、七六五

一四、五一〇

一一、六八八

八、一九三

六、七三八

七、八六九

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

一六八、〇九〇

四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

一六八、〇九〇

三 地方自治法第八十条第一項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数（その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

八束第一選挙区

(11) 平成15年4月4日

島根県報

号外第65号